

遺言業務の一般的注意事項

「遺言業務」を行なう行政書士が増えています。

予防法務の専門家である行政書士が、遺言業務に積極的に取り組むことは、大変意義のあることです。

私は行政書士となって28年になりました。相続・遺言が業務の中心でした。実務上の体験から一般的な助言を述べますので、参考にしてください。

1, 行政書士としての遺言業務は「遺言原案」という書類作成であり、そのための資料収集や調査、そして作成相談です。

2, 遺言者本人と必ず面談する。

遺言者以外の相談者が依頼する場合があります。しかし、業務に着手する前に必ず遺言者と面会（病院・施設へは訪問）し、遺言作成の意思を確認してください。

3, 遺言原案作成、証人、そして遺言執行まで引き受けるのが遺言業務の基本です。

4, 相続財産が少ないかどうかは調査してみなければわかりません。

相談者の話す内容は事実と異なる場合が多いものです。また、調査もれがないように慎重に行なってください。

5, 相続分がまったくない推定相続人がいる遺言原案には注意してください。相続分のない理由を調査し、遺留分の説明は必ずしてください。

6, 業務も、まず相談から始まります。

相談はできるだけ訪問して行なう方がよいでしょう。遺言者の状況が把握できます。最近、事務所での相談も多くなっています。家族関係が複雑になっているためかとも思われます。

7, 遺言者への通知は、できるだけ文書によって行なってください。

打ち合わせ等は必ず訪問し、電話は連絡手段としてのみ使う方がよいでしょう。なお、家族に知られたくない遺言者もいますので、配慮してください（郵便、FAXに注意）。

8, 事務所としての報酬基準を作り、公平性を保ってください。

着手金・実費預かり金を受領してから業務にとりかかるように心がけてください。

報酬をおろそかにしては、事務所は運営できません。練習になるからと言う理由で無料で業務を行なうことは、さけてください（依頼者＝親類、町内、知人等）。

9, 報酬は業務に着手する前に必ず説明し、文書（委任状、同意書）にしてください。依頼者との間でもめるのは報酬です。

10, 遺言は「公正証書遺言」のみがよいでしょう。

私は自筆証書遺言や秘密証書遺言の相談・業務は受けていません。ただし、例外はあります（緊急、公正証書作成までの応急措置）。

11, 遺産分割協議より公正証書遺言。

これからの業務の中心は「遺言」ではないかと考えられます。相続人による協議は年々、長期化（1年以上）しています。

12, 自習や研修会のみでは実力はつきません。実務こそ最良の研修です。少なくとも、相談という実務を体験してください。

13, 相続や遺言は特殊な場合を除けば、市販されている図書でも十分対応できます。専門書を無理に読む必要はありません。あれこれ読みあさらずに、一冊を熟読することをおすすめします。

※参考図書（→資料1～3）

①みんなが安心『遺言書の正しい書き方・活かし方』

②上手に分ける！『遺産分割と紛争解決法』

③紛争解決に・ビジネスに必ず役立つ『実用法律用語辞典』